

## 茨城県薬剤師確保対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 茨城県内で不足している病院薬剤師の確保策を協議するため、茨城県薬剤師確保対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 薬剤師不足に係る課題の把握に関すること
- (2) 薬剤師確保に向けた施策の検討及び計画の策定に関すること
- (3) 薬剤師卒後研修プログラム等の検討に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 協議会は、茨城県医師会及び茨城県薬剤師会等の医療関係団体並びに学識経験者等から、知事が委嘱する委員12人以内で組織する。

(任期)

第4条 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、これを妨げない。

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ示す委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、保健医療部長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会長は、必要があると認める場合には、関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴くこと、又は関係者からの資料の提出を求めることができるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健医療部医療局薬務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年8月9日から施行する。